



これで克服！ 条文の読み方

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第3版] (ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規)など

()書きを抜く

「バナナって逆からむいたほうがきれいにむけるよ」。そう教わって試してみたらビックリ、なるほど青いバナナでもきれいに皮がむけます。今回、番外編としてお伝えするのはそうした「ちょっとした知恵」です。もちろん、バナナをむくためではなく、条文を読むためのものですが……。

緻密ちみつなのか、アバウトなのか、近所のおしゃべり好きの里美さんの話は脇道にそれるのが常です。「パンケーキに凝っているのよ。バターをたっぷり塗って、無かったらマーガリンでもいいわよ、その上からメープルシロップをかけるのね。はちみつでもいいけれど、でもやっぱりメープルシロップがいいわね、おいしいわよ～」

里美さんの話は脇道部分をカットしてみると、こんな風になるでしょうか。「パンケーキに凝っているのよ。バターをたっぷり塗って、その上からメープルシロップをかけるのね、おいしいわよ～」

この方法は()書きがある条文でも使えます。次の消費者契約法2条の条文も()書きの部分を除いて読めば、シンプルです。

この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

『この法律において「消費者」とは、個人をいう』となります。()書きがたくさんある条文こそ、まずは()書きを除いて大きな意味を理解した後、()書きを含めて読むのがコツなのです。

()書きの深さを計る

条文読みで最も厄介なのが、()書きが何重にもある条文です。()書きで説明している文字の一部にさらに()書きがあるものです。この場合、()書きの深さを計り、()書きを除いて浅い順に読んでいく方法をお勧めします。

最初に出てきた()書きに①と印を付けます。さらに出てきた二重目の()書きには②と付けます。例えば、特定商取引に関する法律12条の3第1項には次のような部分があります。ここに①、②の印を付けてみましょう。

その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告①(当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法②(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)②により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。)①をしてはならない。

まず、①で囲まれた部分を除いて読んでみます。すると、とてもシンプルな条文になります。

その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

全体の大きな意味が分かったところで、今度は②で囲まれた部分だけを除いて読みます。

その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告①(当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。)①をしてはならない。

そして最後にもとの条文に戻って読みます。

「法律を読み慣れている人ってどんな条文もスイスイ読めるのですよね」。そう言われることがあります。それは誤解です。私が使っていた六法には①、②の印がびっしり付されています。ただ、こうして読んでみると読むスピードは自然に上がります。

原則と例外を意識する

さらに条文速読のためのスキルについてお話ししましょう。

法律の条文をたくさん読んで感じるの「ただし」という表現の多さです。日常用語ではそれほど使わないのに、条文でたくさん使われるのには理由があります。それは、条文ではまず原則を規定して、そのうえで例外を規定するという書き方があるからです。

「今日は、娘が弁当を作ってくれたんだよ」。デスクでお弁当を食べる部長はニコニコです。部長の気持ちも家庭状況も日常会話ならこれで十分伝わります。しかし、もし、条文で表現するとなると、「言わずもがな」の部分も含め、丁寧に表現する(規定する)ことでしょう。「娘がお弁当を作ることはまずない。ただし、今日に限り作ってくれた」とでも表現できるでしょうか。

条文で「ただし、～の場合においては、この限りではない」などといった表現が多いのも、こうした原則、例外の書き方に由来するものです。

いわゆる、「ただし書」のほかにも、原則、例外の書き方はたくさんあります。

例えば、「次に掲げる場合を除き、～送信してはならない」とある場合には、各号で掲げられている場合は送信をしてもいい例外であり、それ以外の場合には原則どおり送信をしてはならないということになります。では、次のような表現はどうでしょう。

次の各号のいずれかに該当するときは、次に規定する場合を除き、遅滞なく書面を交付しなければならない。

各号に掲げられている場合のどれかに当たれば、遅滞なく書面を交付しなければならないわけです。これが原則。しかし、同時に次の項に規定する場合に該当すれば、例外的に書面交付の義務が免除されると読めます。このように条文を原則と例外を意識して読むだけでも、正確な理解と読解のスピードを手にすることができます。

欲張りすぎかもしれませんが、例外を意識して読むだけでなく、さらに、「どうして、そうしたものを例外として規定しているのか」を考える習慣もつけたいものです。原則・例外の条文の書き方は、内容を正確に伝えるだけではなく、その規定の趣旨や目的を伝える工夫でもあるのです。

とはいっても、お弁当を広げてニコニコする部長に「彼氏へのお弁当の練習台かな」とか「娘さんのおねだりが近そうだ」などと無神経な詮索せんさくをするのは控えておきましょう。だって、あんなうれしそうな部長の顔、本当に久しぶりなのですから……。

長らくの連載へのおつき合いありがとうございました。